

広告取扱者 募集中

大分市ではさまざまな広告媒体を設置し、収入源を増やす取り組みをしています。
市と広告主の仲立ちとして取りまとめをしていただく広告関連事業者の方を募集しています。

広告取扱者の行う業務

- ・ 広告主を市にアッ旋すること
- ・ 広告主がしなければならない手続、調整、連絡などの代行
- ・ 広告の企画、提案、広告主へのアドバイス
- ・ 広告の制作（外注による業務委託を含む）
- ・ 広告主に広告掲載料を納付させること など

詳しくは、『大分市広告料収入事業に係る広告取扱者に関する要領』を参照してください。

広告取扱者
への報酬

15%

広告取扱者になるには

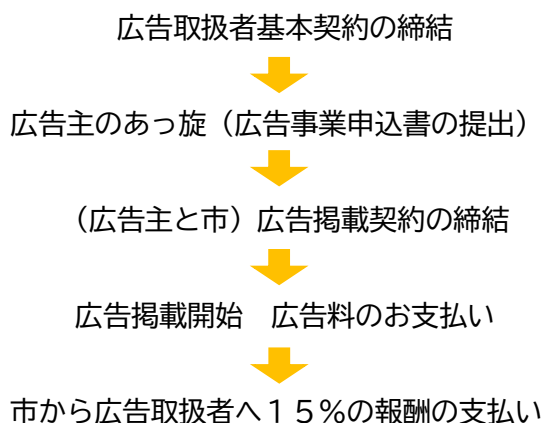
市と基本契約を締結していただきます。

内容

- ・ 関係法令の遵守義務
- ・ 広告の内容、広告掲載・撤去作業、第三者からの苦情などに広告主と連携して責任を負うこと
- ・ 広告取扱に対し市が支払う手数料 など

※基本契約の有効期間は、最長4月1日から3月31日までの1年間とし、年度ごとに更新していただくことになります。

事業の一連の流れ



必要な書類などは大分市ホームページからもダウンロードできます。

お問い合わせ先

大分市財務部 管財課 財産管理担当班

電話：097-537-5608

メールアドレス：kanzai@city.oita.oita.jp